

令和4年10月5日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井 康之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者全数届出見直しに伴う公費負担の取扱いについて
9/26からの対応

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、9月26日より新型コロナウイルス感染症患者について、発生届出対象が限定されることを受けた対応等については、令和4年9月26日付け「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」にて、ご連絡させていただいております。

今般、「大阪府感染症対策企画課」に確認のうえ、全数見直しに伴う公費負担の取扱いについて、改めてとりまとめましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- (1) 発生届の提出が必要な患者（以下①～④の4類型に限定）については、従来どおり、発生届の提出後は、公費負担の対象となります。
- ①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦
- (2) 4類型以外の陽性者については、陽性者登録センターに登録した後は、公費負担の対象となります。
- ①【登録が確認できた場合】
- 陽性者の公費適用については、自己検査で陽性になり、陽性者登録センターに登録された患者、または、他医療機関で陽性の診断がなされ、陽性者登録センターに登録された患者が医療機関を受診（電話診療・オンライン診療を含む）した場合は、初診料から公費対象となります。
- 確認方法は、登録完了メールです。
- ②【登録が確認できない場合】
- 陽性者登録センターへの登録が確認できない患者については、以下のとおりです。

《医療機関に来院の場合》

原則、当該医療機関の医師がコロナ患者と診断すれば、確定後は、公費適用になります。この場合、初診料、院内トリアージ実施料等は公費対象外です。

陽性診断後の投薬料、救急医療管理加算等は公費対象となります。

ただし、下記のいずれかに該当し、当該医療機関の受診前より陽性患者であったことが確認できる場合は、初診料から公費の対象とすることも可能です。

- ・他医療機関における診断結果の証明書で確認できる場合（診療報酬明細書は陽性結果が確認できないため不可。）
- ・後日、登録センターへの登録及び登録時に要した書類を確認できる場合
- ・後日、登録センターへの登録及び自己検査の結果判明日を写真等で確認できる場合

《電話診療・オンライン診療の場合》

陽性者登録センターへの登録の有無を確認し、確認できない場合は、初診料は公費負担の対象とはなりませんので、陽性者登録センターへの登録をご案内することになります。

③【登録方法】

○検査結果によるのではなく、陽性患者の同居家族等濃厚接触者を症状のみで陽性と判断する場合（みなし陽性者）、陽性者登録センターへの登録にあたっては、「診断を受けた医療機関名、医師の判定日、みなし陽性の診断を受けた旨」を記載したメモの画像を添付していただきますようご案内をお願いいたします。

○陽性者登録センターへの登録については、WEB 申込ができない場合は、電話による登録も可とされています。

大阪府によると、電話の場合は登録番号が付与されるので、登録番号をご確認いただきたいとのことです。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001